

令和4年第12回桶川市農業委員会総会 議事録

令和4年12月23日(金) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室305

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
最適化推進委員	1 池田仁政、2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫
【欠席委員】	4 高橋桂、8 原島忠男
【傍聴人】	0人
事務局長	<p>只今より、令和4年第12回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>7番の加藤委員と、9番の原島委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、1件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移</p>

転を行うものになります。

農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。

1つ目が、全部効率要件です。申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。

2つ目が、農作業常時従事要件です。申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。

3つ目が、下限面積要件です。申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。

4つ目が、地域との調和要件です。申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。

5つ目は、法人の場合になりますが、農地所有適格法人の要件を満たしていることです。

それでは、第1号議案についてご説明いたします。

譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。

譲受人は、神奈川県に主たる事務所があります農業を主たる事業としている法人となっております。埼玉県内と神奈川県内に4897㎡の所有地と4063㎡の借入地を耕作していることから、耕作面積は5000㎡(50a)を超えているため、下限面積要件を満たしております。事務局で日高市とさいたま市の農業委員会事務局に聞き取り調査したところ、日高市の農地については、6月に農地法3条許可を取得し、さいたま市の農地については、10月に許可を取得しております。また、その全ての農地を適正に管理していることを聞き取り調査で確認しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えられます。

法人の役員は2名おり、年間で延べ540日程度農作業に従事しているとのことです。農作業常時従事要件を満たしている状況です。また、さいたま市の農地については、常用雇用者が担当しているとのことです。

これから取得する桶川市の農地については、八王子市に住む代表取締役がトラックで農機具を運搬し、作業を行うとのことです。そして、今後は桶川市の近隣で常用雇用者を探すとのことです。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願い

	<p>します。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。 12月16日に現地調査を行いました。 申請地は、荒廃農地となっていたことを報告いたします。今後譲受人である法人が復旧することを期待したいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、植野委員から報告をお願いします。</p>
植野委員	<p>12月16日に聞き取り調査を行いました。 法人の役員2名で延べ540日以上農業に従事し、所有及び借受けている農地については全て耕作されており、申請地も耕作することは十分可能であると思います。申請地では、じゃがいもと空心菜を栽培することです。聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
委員	<p>遠方から通い今回の農地で作物を栽培することですが、利益を上げることはできるのでしょうか。荒廃した農地ということですので、販売できるよう作物を収穫できるようになるまで、3年ほどかかるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>日高市においては、取得した田んぼについては、土地の状態が悪いので、さらに農地改良の許可（農地転用許可）を取得したとのこと。 委員ご指摘のとおり、すぐに利益を上げることは難しい土地ですが、農地法3条の許可要件は、満たしている状況にはなっていると考えられます。</p>
委員	<p>先月の農業委員会総会において、今回の対象農地の隣接地で、特別養護老人ホームの転用許可を、許可見込みありで議決したが、転用目的の可能性もあるのではないか。</p>
事務局	<p>他市の農業委員会で許可を取得しており、事務局による他市の耕作状況の聞き取り調査でも問題ないということで確認しておりますが、他県から参入する農業法人になりますので、現地の耕作状況や法人の活動状</p>

	<p>況については、農業委員の皆様も注視し、定期的なパトロールをお願いできればと思います。</p>
議長	<p>他に何か質問等がありますか。 無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明いたします。 相続人、被相続人の住所、氏名、対象地番については、資料記載のとおりです。 農地の相続人が引き続きその土地で農業経営を継続していく場合に、相続税の納税猶予を受けることができます。 納税猶予については、税務署で所定の手続きを行うこととなりますが、税務署で手続きをする際に、農業委員会の証明書が必要となります。 この証明書については、相続人が引き続き農業経営を継続することが見込まれる場合に発行が可能となっております。 被相続人の従事日数については直近で年間200日、相続人の従事日数は現時点で60日となっております。相続人は現在、会社員として働いており、今後は土日に農作業を行うことになるだろうとのことでした。その場合の年間従事日数は、約96日程度となります。 次に現地調査結果資料についてですが、荒川の河川敷沿いの農地については、周辺農地も含め一部荒廃農地となっており、作付けは難しい状況となっております。そのため、除草等の管理を行い、引き続き不作付け地の状態として維持していただければと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。 12月16日に現地調査を行いました。 申請地についてですが、河川敷沿いの農地については、適正な管理が</p>

	<p>されておらず、周辺農地も荒廃している状況でした。それ以外の農地については、おおむね適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて聞き取り調査についてですが、私のほうで、聞き取り調査をしてきましたので、報告したいと思います。相続人は現在、会社員として働いており、今後は土日に農作業を行うとのことです。作付け予定の作物は現在決まっておりますが、会社員を退職後は、自家用の野菜などから栽培を始めたいとのことです。できる限り、農地として維持管理に努めていきたいとのことでした。</p> <p>それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして次第の5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法5条の届出が9件となっております。転用目的は、住宅敷地が6件、駐車場が2件、資材置場が1件となっております。</p> <p>なお、令和4年11月18日から12月16日までに行われた専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>桶川農業振興地域整備計画の変更について今月は説明のみとさせていただき、来月に現地調査を実施の上、農業委員会の意見をまとめる予定となっております。</p> <p>それでは、「桶川農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。1ページ目に除外申出一覧がございます。令和4年11月に受け付けた農</p>

用地区域の除外申出は、自己用住宅が 2 件、車両通路が 1 件の計 3 件です。

まず、1117 号件について説明させていただきます。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。第 1 種農地は原則不許可となっておりますが、自己用住宅は「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に認められるとされております。そのため、農地転用許可の見込みがある案件となります。

建築面積は 72.87 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路の集水桝に放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除策としてコンクリートブロックを新設で内積みする計画です。

なお、対象地は、申出者の父親が所有する農地で、申出者の父母が桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることを、桶川市建築課に確認しております。

続きまして、1118 号件について説明させていただきます。

資料は、13 ページからになります。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は自己用住宅で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。自己用住宅は、第 1 種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。

建築面積は 110.96 m<sup>2</sup>で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝に放流する計画となっております。

また、隣地との境界には、被害防除策としてコンクリートブロックを新設で内積みする計画です。

なお、対象地は、申出者の伯父が所有する農地で、申出者の伯父が桶川市の市街化調整区域に 20 年以上居住しており、都市計画法上の開発許可要件を満たしていることを、桶川市建築課に確認しております。

続きまして、1119 号件について説明させていただきます。

	<p>資料は、28 ページからになります。</p> <p>申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。</p> <p>除外理由は車両通路となっております。除外後の農地区分は第3種農地と考えております。理由としましては、インターチェンジの出入口から300m以内に対象農地があるためです。3種農地の場合、適切な規模であり、その他一般基準を満たしている場合は、原則許可することになっております。転用目的は、車両通路となっており、既存の駐車場の出入りが住宅敷地部分から行われており、安全上も問題があるため、今回の申出に至っております。規模も過大ではないため、農地転用許可の見込みがある案件と考えております。</p> <p>隣地との境界には、被害防除として矢板等を新設する計画です。</p> <p>なお、建築計画がないため、本案件は、都市計画法上の開発許可の手続きは不要となっております。</p> <p>以上3件が、11月に受付けた除外申出になります。</p> <p>つづいて、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和5年1月17日（火）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和5年1月24日（火）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時00分</p>